

議会基本条例各条文比較

【7-1 議会改革の継続的な取り組み】

旭川市	
横須賀市	<p>議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 議会は、この条例を改正しようとするときは、常に本会議において改正の理由を説明しなければならない。</p>
長野市	<p>議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。</p> <p>2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、<u>長野市議会議事規則</u>（昭和42年長野市議会規則第2号）、<u>長野市議会委員会条例</u>（昭和42年長野市条例第84号）、議会内での申合せ事項等を継続的に見直すものとする。</p>
豊田市	
岡崎市	
姫路市	<p>議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、この条例の理念に基づく議会改革に継続的に取り組むものとする。</p>
福山市	<p>議会は、社会経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。</p> <p>2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、議会の会議に関する規則、委員会に関する条例、議会内での申合せ事項等を継続的に見直すものとする。</p>
久留米市	
長崎市	
大分市	<p>議会の改革に継続的に取り組むとともに、この条例の趣旨に基づく議会運営等を確保するため、別に定めるところにより、議会に議会活性化推進会議を置く。</p>

議会基本条例各条文比較

【7-2 検討会の設置】

旭川市	
横須賀市	<p>議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会制度検討会を設置する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、議会は、議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があるときは、議決により、議員で構成する検討会を設置することができる。</p> <p>3 第1項の議会制度検討会及び前項の検討会に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>
長野市	
豊田市	
岡崎市	
姫路市	
福山市	
久留米市	
長崎市	
大分市	<p>議会の政策形成機能を充実させるため、別に定めるところにより、議会に議員政策研究会を置く。</p>

議会基本条例各条文比較

【7-3 交流及び連携の推進】

旭川市	
横須賀市	議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するものとする。
長野市	
豊田市	
岡崎市	
姫路市	
福山市	
久留米市	
長崎市	議会は、他の自治体の議会と政策、議会運営等について意見交換等を行うことにより、積極的に交流及び連携を図るものとする。
大分市	